

第33回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年10月7日（木）18:30～21:45
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 土谷委員、大原委員、岡本委員、大江委員、清野委員、小森委員、西島委員、平田委員、菅野委員、村上委員、三浦委員、小室委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開会

2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

各章、項目ごとに事務局、アドバイザーから再度検討を要する点、庁内委員会等の意見により起草部会で検討した修正案について発言、説明の後に協議。

●第8章 行政（行政の責務）（町長の責務）（職員の責務）

（事務局）

- ① 「事務及び事業」を「事務事業」に修正。
- ② 「管理執行」を「管理し執行」に修正。
- ③ 「町民参加」を「町民の参加」に修正しているが、第3章で同じ議論があり、「町民参加」のままとなったことから、必然的にここも「町民参加」となる。
- ④ 「基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために」を「基本理念、基本原則及び制度を遵守し」に修正している。議会のとてころの表現と統一した。
- ⑤ 「負託」を「信託」とした。他の表現と統一した。
- ⑥ 「地域の政策課題」を「地域の課題」としてはどうかというのが、庁内委員会の意見だが、事務局で再検討した結果、「地域の課題」だとまち全体の課題となる。信託を受けている課題と区別できないため、原文のままの方が良いのではないかが事務局の意見。
- ⑦ 「地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため」を「地方自治権を最大限に活用し、この条例の基本理念に基づき」としたほうが分かりやすいのではないかが、庁内委員会の意見。起草部会で議論した結果、さらに美幌町の自治に重点をおいた文言を追加し、「地方自治権を深く認識し、この条例の基本理念に基づき美幌町の自治の確立のため、」とした。
- ⑧ 「主権者」を「自治の主体」、「公正で適正」を「公正かつ適正」に表現を統一した。
- ⑨ 「政策課題」は町長の責務と同様に、「地域の政策課題」としてはどうか。
- ⑩ 「政策能力」を「自ら政策形成能力」とした方が分かりやすいのではないか。
- ⑪ 「横断的な」を削除。その後の連携に横断的な意味も含まれるため。

①から⑤、⑧、⑨については、文言整理のため上記のとおり修正。

⑥について

（委員）

町長の責務で政策課題とすると、町長の責務の範囲が狭まる。町民から信託を受けた部分だけではなく、広く町全体の課題に対し責務を負うこととしても良いのではないか。

（委員）

町民がやるべき課題は地域課題とし、信託を受けている部分は地域の政策課題と色分けし、町長が取り組む課題を区別するというのがあれば話は分かる。

→原文のままとする。

⑦について

（アドバイザー）

修正案は、自治権の最大限の活用など、原文より範囲を限定しているため原文のままの方が良いのではないか。

(委員長)

町長の責務の範囲を狭めるのはいかがなのかという思いもある。

→原文のままとする。

⑩について

(委員)

表現としては、「形成」が入るべきだと思う。

(委員)

「自ら」と入っていることが大事。修正案の方がよいと思う。

→修正案のとおりとする。

⑪について

(アドバイザー)

これからは、横の連携がさらに重要となる。強調する意味で、「横断的」という言葉は入れておいたほうが良い。

(委員)

「横断的」は、今の縦社会を意識してあえて入れてある。

→原文のままとする。

議会・行政からの意見について

資料「自治基本条例たたき台に対する意見（議会・行政）」のNo.56、No.57

○No.56は、回答（案）のとおりとする。

○No.57の「この条例の遵守」を入れてはどうかという意見

(委員長)

職員は採用時に宣誓書を出している。

(委員)

12章でこの条例は最高規範となっている。行政も遵守することとなっているため、あえて規定しなくて良いのではないか。

→改めて規定はしない。

●第9章 行政運営

(事務局)

① タイトルについて財政は行政運営に含まれることから「行政運営」とした。

② 「政策は、法令」を「政策は法令」に修正。

③ 「よるものや緊急」を「よるもの及び緊急」に修正。

④ 「事業」を、事務的なものが含まれることも想定されることから「事務事業」とした。

⑤ 「行政は、総合計画以外の計画」とした。主語を追加。また、町の政策面のトップが総合計画であるため、「総合計画以外の計画」として良いのではないか。

⑥ 「実施は」を「策定及び実施に当たって、」とした。

⑦ 「行うにあたっては、」を「行うに当たって、」とした。

⑧ 「財政運営」の項目は時系列のから「行政改革」の後ろになるのではないか。

⑨ 財政運営は総合計画、行政評価以外のことも踏まえることになるため、「等」を付け加えた。

⑩ 評価は事務事業だけでなく、政策や施策についても実施するため、「行政が行う事務及び事業」を「政策、施策及び事務事業」としてはどうかという庁内委員会の意見であったが、起草部会では、「政策等」と表現を簡潔にし、解説・考え方で詳しく書いてはどうかという意見。

- ⑪ 庁内委員会では、評価の結果を行政のあらゆる面に反映させることを表現するように「事務及び事業」を「事務事業その他の行政運営」と修正したが、起草部会では、「政策等」と簡潔な表現にした。
- ⑫ 「適正」を「効果的」とした。「行政評価」の第1の表現に合わせた。
- ⑬ 「の実施にあたっては」を「に基づき」とした。この表現の方が適切ではないかと思われるため。
- ⑭ 庁内委員会では、「総合計画」の第5の「各施策の基本となる計画」に含まれるため、（行政改革）の3を削除しても良いのではという意見であったが、起草部会では、特だしして残すべきという考え。
- ⑮ 「を図る」を「に資する」とした。町の行政手続条例の表現にあわせるため。
- ⑯ 「公正の確保及び透明性」を「行政運営における公正の確保及び透明性」とした。
- ⑰ 「前項」を「行政手続」とした。
- ⑱ 「制定及び改廃」を「制定、改正及び廃止」とした。第3章と統一。
- ⑲ 「緊急時に総合的」を「緊急時において総合的」とした。
- ⑳ 「緊急時には町民」を「緊急時において町民」とした。
- ㉑ 行政運営の章で「町民」が主語になるものがあることに違和感があるため、もう少し理念的な内容にして「第5章 町民」に移動してはどうか。
- ㉒ 「思料する」を「考えられる」とした。
- ㉓ 「正当な」を「行政は、正当な」とした。主語がないため。
- ㉔ 「職員は」を「職員に対し」とした。
- ㉕ 「保証されなければ」を「保障しなければ」とした。
- ㉖ 別に定めるとなっているが、行政職員を対象にしており、行政内部のことであるため、条例で規定しなくても良いのではないか。

①②③④⑥⑦⑫⑬⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕については、文言修正等であるため、修正案のとおりとする。

⑤について
（委員長）

あまりにもおおざっぱではないか。「行政は」と主語を入れて原文のままが良いのではないか。

→上記の意見のとおりとする。

⑧について
（事務局）

（行政評価）の前に、（財政運営）で行政評価という言葉が出てきている。

（委員長）

それは、特に問題ないと思う。

（委員）

評価というのは、行政改革のための評価なのか。

（アドバイザー）

PDC（計画→実行→評価）サイクルのCが評価。行政改革とは別だと思う。

→原文のままとする。

⑨について

(事務局)

財政運営を考えるとときに計画と評価だけでいいのかということ。

(委員長)

あいまいな表現はさけるべき。

(アドバイザー)

総合計画と行政評価以外に何が考えられるのか。

→原文のままとする。

⑩について

(事務局)

評価項目としては、事務事業だけでは足りない。政策、施策も評価していくということ。

(アドバイザー)

事務事業で行政全体を表している。ここでは、政策、施策、事務事業の体系を表しているのではないと思う。

(委員)

事務事業に政策、施策が含まれていないとなると、8章の事務事業にも政策、施策が含まないこととなる。

(委員)

行政が行う事業には、政策、施策も含まれていると思う。

→原文のままとする。

⑭について

起草部会の案のとおりとする。

⑳について

(アドバイザー)

最後の行の「地域が一丸となった」を「行政と地域が一丸となった」としてはどうか。

→起草部会の意見にアドバイザーの意見を含めることとする。

㉔について

(事務局)

公益通報者保護法等で身分保障されているため、行政内部のことまで条例で規定する必要はないのではないか。

→「条例で」を削除し「別に定める」とする。

●第10章 連携・協力

① 「人々等との」を「人々との」とした。以前、協議し、企業等も含めるため「人々等」としたが、等が付くのは一般的ではないという考え。等が無くても意味は通じる。

② 「議会及び行政は」を「自治体としての美幌町は」とした。国、道、他の市町村との関係について規定する部分は「町」として良いのではないか。

③ 「責任を明確にしながら、連携及び協力して、課題の解決を図ります。」を「役割分担を明確にしながら課題の解決を図るため、連携及び協力します。」とした。地方自治法第2条第11項の表現にあわせ「役割分担」とする。また、他の部分とあわせ「連携及び協力する」は最後に移行。

①②③とも上記のとおり修正。

●第11章 条例の見直し及び自治基本条例推進委員会（仮称）

- ① 「理念」を「基本理念」とした。踏まえるのは「基本理念」であるため。
- ② 庁内委員会では、「本町にふさわしく社会情勢」を「社会経済情勢等」とし、「本町にふさわしく」は不要ではないか。また、「社会経済情勢」という言葉が一般化しつつある。さらに、社会経済情勢以外の事項も適合しているかどうか判断することになるであろうことから、「等」を付け加えてはどうかという意見であったが、起草部会では、「本町にふさわしく社会経済情勢」が良いのではないかという意見。
- ③ 「あたっては」を「当たっては」とした。
- ④ 「に、必要な」を「に必要な」とした。
- ⑤ 「この条例とこの条例に基づく制度」を「この条例及びその他の事項」とした。条例以外にも見直さなければならない事項が生じることが想定されるため、広く解釈可能な表現とした。
- ⑥ 町長の諮問により審議する場合と、自ら審議する場合について、項を分けて規定した。
- ⑦ ⑥により第2と第3の間に次の条文を挿入し、第3とした。（起草部会で一部内容修正）以下、順次繰り下げ。
- ⑧ 「ただし、委員に・・・残任期間とします。」までを削除。委員会に関する条例を別に制定し、そちらで規定すべき。
- ⑨ 「前項に定めるもののほか」を削除。無くても特段支障がないため。
- ⑩ 「規則で」を「別に条例で」とした。
- ⑪ 以前、町民会議で話したとおりタイトルは「条例の見直し」とした。

③④は文言整理であるため上記のとおり。

①について

→原文のままとする。

②について

(アドバイザー)

「本町にふさわしく」の後に「、」が必要ではないか。

→「本町にふさわしく、社会経済情勢」とする。

⑤について

→上記のとおり修正

⑥につて

→上記のとおり修正

⑦

→上記のとおり修正

⑧⑨⑩について

(アドバイザー)

自治基本条例の施行と同時に自治推進委員会の条例も施行するのか。

(事務局)

住民投票条例と同様の考えで、同時は難しいと思う。

また、美幌町では、他の審議会も条例で規定している。

(委員)

他の審議会は、条例で定められているものがないから、条例を作っているのであって、

自治基本条例で委員会の設置を規定しているのだから、改めて条例を作らなくても良いのではないか。

(事務局)

自治基本条例で細かいことまで定めることが良いのかという考えもあり、今、規則でやろうとしているものを、条例で定めるということ。美幌町では、審議会の附属機関については条例で規定しているため、それに合わせるということ。

(委員)

附属機関は条例で定めることとなっているため、条例で定めるべきであり基本的なことだけを自治基本条例で定めるべきだと思う。

(アドバイザー)

その手間を省くため、自治基本条例である程度規定しようとしている。

(委員)

自治基本条例の性格上、詳しくのせることはなじまない。詳細は、別の条例に委ねるべき。

(委員)

町のルールに従い、条例で定めて良いと思う。

(事務局)

例えば、都市計画審議会は、都市計画法に基づき条例で定めている。自治基本条例に基づき推進委員会条例を定めるという考え。

(委員長)

条例から条例に委任することは可能なのか。

(事務局)

自治基本条例ができれば、他のものも条例から条例に委任することとなる。

(アドバイザー)

自治基本条例を否定している。

(事務局)

自治基本条例は最高規範である。最高規範が後からできるため、すでにある条例とは順序が逆になってしまうが、当然、自治基本条例により、その内容に合わせ修正する条例も出てくる。

美幌町では、これまで、附属機関は条例で定めており、取り扱いを統一しようとするもの。

(委員)

公益通報も別に条例で定めることとしている。

(アドバイザー)

自治推進委員会まで別に条例で定めるのには疑問がある。他の町の例では、基本的なことは自治基本条例で定め、後は規則に委任している。しかし、条例に委任しても間違いではないと思う。

(委員)

「前項に定めるもののほか」が入っていると、別に条例をさだめたときに、自治基本条例で定めていることは規定できなくなり、意味が通じない条例となってしまうため、削除しなければならない。

(アドバイザー)

自治基本条例が形骸化してしまう。

(事務局)

先ほどの意見は、「前項に定めるもののほか」があると、委員の人数等を別に定める条例で規定できなくなるということ。削除すれば、二重規定になるが、自治基本条例にも、別に定める条例にも委員の人数等を規定できる。

(アドバイザー)

二重規定はだめではないか。

(委員)

二重に規定しても問題はない。

(アドバイザー)

何のために規定したか分からなくなる。

(事務局)

そのようなことはないと思う。

(委員)

自治基本条例を作ったことにより、委員会の条例が必要となるのだから、別に条例で定める意味はない。

(委員)

条例でも規則でもどちらでも可能だと思う。

→⑧は削除し、他に委任する。

⑨については再検討。

⑩については条例か規則かは検討することとし、「別に定める」とする。

●第12章 最高法規

① 「誠実に遵守」という表現が不適切。「誠実に」は不要

② 「制定及び改廃」を「制定、改正及び廃止」とした。他と統一。

③ 「条例に定める事項」を「条例の趣旨」とした。

尊重するのは条例の趣旨であると考えられるため修正。

①について

→上記のとおり修正

②について

→上記のとおり修正

③について

(委員)

条例の趣旨というとぼやけてしまう。趣旨とはなにかということになる。

原文のままで良いと思う。

(委員)

「この条例を最大限に尊重し」としてはどうか。

(委員)

趣旨は前文にある。最後に、最初の趣旨にもどり尊重しても良いのではないか。

(委員長)

「この条例を最大限に尊重し」という意見でいかがか。

(事務局)

「趣旨」などの言葉が必要ではないか。条例を尊重というのはおかしい。尊重するのは趣旨だと思う。

(委員)

11章までの条例を尊重するというので良いと思う。

(委員)

解説に書かれているように、趣旨を尊重、事項と整合性をとることを条文に規定してはどうか。

(委員)

たたき台どおりで、解説で記載してはどうか。

→原案どおりとする。

3 その他

●議会の自由討議に関する規定(資料1)について

(事務局)

これまでも議論してきた。資料のとおり、各市町村の規定をみても、自由討議はすべ

ての場合にやるのではなく、必要に応じて実施するもの。栗山町でも自由討議に至るものは極めて少ない。今の第7章の規定では、すべて自由討議するような規定になっている。来週の議会との勉強会での協議も踏まえて、次回以降に報告したい。

●次回会議の開催日について
(事務局)

次回の会議は、10月21日18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。
また、別紙「中間報告会開催に向けての日程の把握」を来週の金曜日まで提出いただきたい。